

議案第 55 号

北名古屋市学校給食センター設置条例の一部改正について

北名古屋市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市東給食センター及び北名古屋市西給食センターを統合し、新たに北名古屋市給食センターを設置するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市学校給食センター設置条例（平成18年北名古屋市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
北名古屋市給食センター	北名古屋市北野小柳27番地

附 則

この条例は、平成27年8月10日から施行する。